

製菓衛生師免許証交付 審査基準

【事務の根拠】

- 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第三条第一項
製菓衛生師の免許（以下「免許」という。）は、製菓衛生試験に合格した者に対して与える。

【欠格事由】

- 法第六条
第八条第二号の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者には、免許を与えない。
- 法第六条の二
麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者には、免許を与えないことがある。

【免許の申請手続】

- 法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号。以下「令」という。）第一条
製菓衛生師の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、これを住所地の都道府県知事に提出しなければならない。
- 法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）第一条
令第一条の製菓衛生師の免許の申請書には、免許の取消処分を受けたことの有無並びに取消処分を受けたことがある場合には、その理由及び年月日を記載しなければならない。
 - 2 令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。
 - 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）
 - 二 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
 - 三 製菓衛生師試験合格地の都道府県知事と異なる都道府県知事の免許を受けようとする者にあつては、当該試験に合格したことを証する書類

- 法施行細則第一条

令第一条の規定により製菓衛生師の免許を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に法施行規則第一条第二項に定める書類を添えて申請しなければならない。

【参考条文】

- 法第八条第二号
都道府県知事は、製菓衛生師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
 - 二 その責めに帰すべき事由により、菓子製造業の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。

東京都知事殿

申請者	本籍地	都・道・府・県（外国籍の方は国籍）		
	現住所			
	ふりがな		性別	
	氏名		男・女	
	生年月日	年	月	日
	連絡先電話番号	—	—	

製菓衛生師免許申請書

下記により、製菓衛生師の免許を受けたいので、申請します。

記

- 年 月 都道府県 製菓衛生師試験合格証書（第 号）
- 製菓衛生師法第8条の規定により免許の取消処分を受けたことの有無（ある場合は、その理由及び年月日）

（添付書類）

- 製菓衛生師試験合格証書（本証を添付すること）
- 診断書（麻薬、あへん、大麻及び覚醒剤の中毒者であるかないかを診断したもの。）
3か月以内に発行されたものに限る。
- 住民票（本籍地は表示、マイナンバーは省略されているもの）。ただし、1の書類に記載された氏名と現在の氏名とが異なる場合は、氏名の変更が確認できる戸籍抄（謄）本等。
6か月以内に発行されたものに限る。
外国籍の方は、国籍は表示、マイナンバーは省略された住民票（6か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、在留資格が短期滞在等で住民票が交付されない場合は、旅券その他の身分を証する書類の写し（本証を持参すること）。

（注意事項）

氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載してください。

健康安全課收受印	保健所経由印	料金収納済印	手数料印